

令和8年度 事業計画

【基本方針】

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがい、健康増進、仲間づくりなど高齢期の豊かな生活を実現する場所として重要な役割を果たしており、このようなシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）が担っている様々な役割やセンターに入会することで得られる効果等を積極的に発信して、事業に対する理解を広めていく必要がある。

他方で、シルバー事業を取り巻く環境の変化等に目を転じると、国として、企業において雇用する労働者に70歳までは就業機会を提供する等の法整備を進めている影響もあって、シルバー事業は、新規入会者の伸び悩み、入会時年齢の上昇による会員の高齢化、仕事と会員のミスマッチといった課題に直面している。

また、センターの運営面では、令和5年10月に施行された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」への対応、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）」の遵守と、同法の趣旨を踏まえて厚生労働省から方針が示されている「新たな契約方法」への移行など課題が山積している。

こうした中でシルバー事業を持続的に発展させていくためには、組織が活性的であることが前提であり、そのための最も重要な指針が会員数となる。全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）では、会員増強に向けた指針として、令和7年度から令和12年度を期間とする「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して！～」を策定し、会員数の持続的な拡大に向けた取組を推進することとしている。

宮城県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）においても、令和7年3月に全シ協の新たな指針を踏まえて策定した、令和7年度から令和9年度までの「第4次中期計画」により、会員拡大に向けた取組を推進することとしている。また、女性会員拡大や退会者抑制にも努め、センターが、少子高齢化、地域における人手不足、政府が進める高齢者就業施策の方向性等を踏まえ、持続可能な地域社会実現のため、元気で意欲あふれる高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわらず活躍できるセンターとして、地域社会における重要な役割を果たしていけるよう取り組むこととする。

安全就業対策はシルバー事業の根幹をなすものであり、事故防止に向けた取組を徹底し、センターの当該取組への支援に努めることにより、事故の撲滅を目指すこととする。

令和7年度の県内センターの契約金額は、令和6年度と比べ、請負・委任及びシルバー派遣事業共に少し増加しているものの、人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野、空き家管理等の地域課題分野等、センター会員が活躍できる分野はなお多くあり、新しい就業の開拓に努めて行くことが重要になっている。

令和8年度は、センターの創設理念でもある「自主・自立、共働・共助」を念頭に、全シ協及び各センターと連携のもとに、以下を重点として事業を展開していく。

1 安全就業の推進

「安全はすべてに優先する」を基本とし、会員が安全に就業するための取組を行う。

2 会員の拡大

令和7年3月に策定した第4次中期計画の会員数を連合会の目標とし、センターと連携し会員拡大に努める。特に、女性会員拡大及び退会者抑制にも努める。

3 適正就業の徹底

「適正就業ガイドライン」に沿い、不適切な請負・委任契約の根絶に向けて取り組むとともに、就業時間・日数の適正化に努める。

4 就業機会の拡大

会員の就業ニーズ及び企業のニーズを把握・分析し、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業など国の補助事業の活用等により、各センターと連携し、高齢者が地域の担い手として活躍していくよう支援する。

5 普及啓発事業

多様な機会を利用して、県民や事業所等に対してシルバー事業の業務内容、会員の活動状況等の周知を図り、入会促進や受注拡大及び就業分野の開拓等に努める。

6 事務局職員等の資質の向上

国庫補助金の適正な管理執行及び派遣事業に関する労働関係法令の遵守等、公益法人として求められる知識、対応力について、研修を実施し、資質の向上を図る。

以上を踏まえ、令和8年度においては、以下の事業を実施する。

【事業計画】

I シルバー人材センター事業

1 安全就業の推進

会員の高齢化、重篤事故の発生状況等を踏まえ、会員が安全に就業するための取組を行う。また、宮城県は、機械による除草作業中の飛石物損事故の件数が多い事実を踏まえ、引き続き、センターへ飛散防止ネットを配布する等、事故件数を減少させることを目標としてセンターと連携して取り組む。

- ① 安全・適正就業対策委員会の開催（7月、9月、2月）
- ② 安全パトロールの実施（8月）
- ③ 重篤事故が発生したセンターに対する事故調査の実施
- ④ 安全就業推進大会の開催（10月）
- ⑤ 安全・適正就業推進研修会の開催

- ⑥ 安全就業優良貢献者表彰の実施
- ⑦ 事故情報の収集・分析、再発防止等の検討、それらの情報提供
- ⑧ 安全就業ニュース（毎月）の活用による安全意識の周知・啓発
- ⑨ 資料「県内傷害事故・物損事故の発生状況」の作成、配布

2 会員の拡大

会員数 12,820 人（第4次中期計画 令和8年度目標）
 （うち女性会員数 4,231 人）

令和8年度は第4次中期計画の2年目にあたり、その目標達成のために高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材確保育成事業を活用しながら、センターと連携して様々な取組を行う。特に、現状の粗入会率から伸びしろの大きい女性会員の取り込みは重要であり、令和7年11月に仙台市で開催したシルボンヌ全国大会での活動紹介や独自事業の展示・販売、全国の女性活躍事例集等の情報を基に、センターと連携して女性会員の拡大に努める。また、退会者抑制にも努める。

- ① 女性会員の拡大
- ② 退会者の抑制
- ③ PDCAサイクルによる会員数目標の実現
- ④ チラシ、リーフレット等の配布物を活用した周知
- ⑤ 新聞、広報誌等のメディアを活用した周知
- ⑥ ハローワーク、地方自治体と連携した会員の拡大
- ⑦ 就業に関する高齢者の多様なニーズに対応した就業開拓の実施

3 適正就業の徹底

公益法人であるセンターは、法令遵守に基づいた業務運営が求められている。特に厚生労働省が作成した「適正就業ガイドライン」に沿ったシルバー事業の履行が求められている。このため、センターと連携して次の事項を実施し、適正就業の推進を図る。

- ① 適正就業ガイドラインの周知
- ② 受注リストを活用した点検及び改善指導
- ③ 適正就業推進のためのセンターに対する訪問指導
- ④ 週当たりの就業時間及び日数の適正化の指導

4 就業機会の拡大

（1）請負・委任

契約金額 4,576,000 千円（第4次中期計画 令和8年度目標）
 就業延人員 822,000 人日（ ” ” ）

就業機会を拡大していくためには、これまでの受注先に加えて新たな受注先を確保していくことが必要である。このことは多様な人材確保にもつながる。人手不足が叫ばれている介

- ① 職業紹介責任者講習会への参加推奨

5 普及啓発事業

普及啓発活動を推進するため、ホームページによる詳細な情報を発信する。

また、シルバー月間（10月）のイベントを活用するとともに、各種団体や報道機関等へ積極的に情報提供するなど、多様な機会を利用して、県民や事業所等に対してシルバー事業の業務内容、会員の活動状況等の周知を図り、入会促進や受注拡大及び就業分野の開拓等に努める。

（1）センターへの情報提供

- ① ホームページのきめ細かな更新
- ② 会報「連合会だより」の発行
- ③ 「連合会事業概要」の作成、配布

（2）県民や事業所等への広報

- ① ホームページのきめ細かな更新
- ② 普及啓発用ポスター・リーフレット・チラシ等の活用
- ③ マスメディアを通じた広報
- ④ 会報「連合会だより」の発行
- ⑤ 普及啓発月間「シルバー月間」（10月）の活用
- ⑥ 各種イベントへの積極的な参加による広報活動

6 事務局職員等の資質の向上

シルバー事業に関する関係法令の遵守を含め、シルバー事業の分野の広がりに伴い、センター及び連合会職員に求められる知識、対応力が高く求められてきていることから、研修を実施し、資質の向上に努める。

- （1）理事長研修
- （2）事務局長研修
- （3）新任事務局長研修
- （4）新任職員研修
- （5）職員研修
- （6）全シ協主催の各種研修会への参加
- （7）東北シルバー人材センター連絡協議会（以下「東北シ連協」という。）主催の各種研修会への参加

7 会計処理の適正化

センターが実施するシルバー事業は、公益事業として地域から大きな信頼が寄せられ、その財政収入は、主に会員からの会費のほか、国及び地方公共団体からの補助金から成っており、そのために補助金交付要綱等の規定に基づき、適正な会計処理が求められている。

連合会は、センターが会計を適正に処理できるよう、研修等を実施し、職員の資質の向上に努める。

- (1) 経理担当職員研修
- (2) 労働局による事務指導該当センターに対する事前指導の実施

8 その他指導・助言、情報提供等

各種会議・研修会等の場やホームページ、広報紙等を活用して、センター等への情報提供に努めるとともに、各センターの情報共有化を図る。また、個別の指導助言を行うとともに、就業機会の拡大、会員拡大及び適正就業のための取組等について、検討・協議・情報交換等を行なう。

- (1) 事務局長会議の開催（7月、10月、2月）
- (2) 全シ協からの委託による指導事業の実施（13センター）
- (3) 派遣業務に係る個別指導の実施
- (4) 全シ協、東北シ連協への参画
- (5) 資料「県内傷害事故・物損事故の発生状況」の作成、配布

II 高齢者活躍人材確保育成事業

宮城労働局から委託を受け、育児・介護等において担い手の不足が問題となっている中で、人手不足問題の解決に寄与しているセンターを周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて、高齢者、事業主の双方の理解を深めることにより、会員を確保する。

また、現会員に対して就業体験及び技能講習を実施することで、人手不足分野での担い手不足の解消を目指す。

さらに連合会を事務局とした労使団体、県、労働局等が一体となった連絡会議を開催し、地域におけるセンターの一層の活躍を促進する。

- (1) センターに関する周知・広報
- (2) 就業体験の実施
- (3) 各種技能講習会の実施
- (4) 連絡会議の開催（構成：労使団体等、県、労働局、連合会）

Ⅲ 法人管理事業

1 会員の状況（令和8年3月末現在）

正会員	36団体
賛助会員	47団体
計	83団体

2 理事会等の開催

- (1) 定時総会 1回
- (2) 三役会議 4回
- (3) 理事会 5回

理事会は法人の業務執行に関する意思決定機関であることから、理事会と事務局の情報の共有等による連携を深め、確実な事業運営の推進を図る。また、法令遵守、情報公開の確立に努め、事業運営に関して必要な会議を開催する。

3 法人運営及び会計財務の改善

事務事業の精査による経費節減と連合会の組織機能の強化を図る。

また、会計顧問や行政庁の助言・指導を仰ぎつつ、法人運営の改善を図るとともに、適正な会計財務処理に努める。